

★★令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 実施状況及び効果検証

No	補助・単独	交付対象事業の名称	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③核算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	所管課	事業 始期	事業 終期	A						A-B 補助対象 外経費	事業実施状況	効果検証 ①事業の成果・効果 ②事業の評価
							総事業費	B 補助対象 事業費	C 国庫補助 額	D 交付金充 当経費	E 起債額	F その他			
合 計							244,453	244,453	0	244,089	0	364	0		
1	単独	嵐山町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に係る追加給付事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 2076世帯×70千円のうちR6計画分に係る追加給付事業 ④R5年度分の住民税非課税世帯 (2076世帯)	福祉課	R6.2	R6.4	13,580	13,580	0	13,580	0	0	0	補助金 70千円×194世帯=13,580千円	①R5年度分の住民税非課税世帯うちR6計画分に計上した世帯に70千円を交付した。 ②対象世帯の経済的負担の軽減に寄与した。
2	単独	物価高騰対応重点支援給付金支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 362世帯×100千円、令和6年度非課税世帯 166世帯×100千円、令和6年度均等割のみ課税世帯 101世帯×100千円、子ども加算 195人×50千円、定額減税を補正する給付の対象者 5577人(129030千円)のうちR6計画分 事務費 5613千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(629世帯)、定額減税を補正する給付の対象者数(5577人)	福祉課	R6.5	R6.11	205,862	205,862	0	205,862	0	0	0	補助金 令和5年度均等割のみ課税世帯 362世帯×100千円=36,200千円、令和6年度非課税世帯 166世帯×100千円=16,600千円、令和6年度均等割のみ課税世帯 101世帯×100千円=10,100千円、子ども加算 195人×50千円=9,750千円、定額減税を補正する給付の対象者 5,577人(129,030千円) 事務費 4,182千円	①令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税世帯、令和6年度均等割のみ課税世帯に100千円を交付した。併せて子ども加算50千円を交付した。定額減税を補正する給付の対象者に調整給付を交付した。 ②対象世帯の経済的負担の軽減に寄与した。
3	単独	物価高騰対応給付金(非課税世帯3万円・子ども加算2万円)支給事業	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 令和6年度住民税均等割非課税世帯 36世帯×30千円のうちR6計画分 事務費 1,466千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 人件費として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(36世帯)	福祉課	R7.3	R7.8	2,622	2,622	0	2,546	0	76	0	令和6年度住民税均等割非課税世帯 36世帯×30千円=1,080千円 事務費 1,542千円	①令和6年度住民税均等割非課税世帯のうちR6計画分に計上した世帯に30千円を交付した。 ②対象世帯の経済的負担の軽減に寄与した。
4	単独	物価高騰による学校給食費の負担軽減事業	①物価高が続く中で、給食費の値上げをせず、保護者の負担を軽減するために食材の高騰分を給食センターへ補助金として支出する。 ②給食センターで使用する食材費の値上げ分の支援 ③【補助金】2,159千円 令和6年9月～令和7年2月実施 学校給食 食材高騰に伴う影響額 19.44円×107食×1,038人≒2,159千円 ④小中学校児童生徒	教育総務課	R6.9	R7.2	2,159	2,159	0	2,159	0	0	0	補助金 令和6年9月～令和7年2月実施 学校給食の食材高騰に伴う影響額 19.44円×107食×1,038人≒2,159千円	①食材費高騰に伴う影響額相当を補助した。 ②保護者が負担する給食費の上昇を防ぎ、経済的負担の増加の抑止に寄与した。給食の質の低下を防いだ。
5	単独	物価高騰による学校給食費補助事業	①物価高が続く中で、物価高騰による影響が家計に直面する子育て世帯に対し小中学校の給食費を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②小学校1年生から中学校3年生までの第1子・第2子の児童生徒に対し、給食費の1/2を補助、第3子以降の児童生徒に対し全額補助する経費(教職員分は除く) ③【補助金】19,943千円 第1・2子 小学1年生 84人×21,285円=1,787,940円 第1・2子 小学2～6年生 415人×23,650円=9,814,750円 第1・2子 中学1～2年生 167人×27,500円=4,592,500円 第1・2子 中学3年生 95人×26,250円=2,493,750円 第3子以降 小学1年生 5人×42,570円=212,850円 第3子以降 小学2～6年生 22人×47,300円=1,040,600円 ④小中学生児童生徒	教育総務課	R6.4	R7.3	20,230	20,230	0	19,942	0	288	0	補助金 第1・2子 小学1年生 84人×21,285円=1,787,940円 第1・2子 小学2～6年生 415人×23,650円=9,814,750円 第1・2子 中学1～2年生 167人×27,500円=4,592,500円 第1・2子 中学3年生 95人×26,250円=2,493,750円 第3子以降 小学1年生 5人×42,570円=212,850円 第3子以降 小学2～6年生 22人×47,300円=1,040,600円	①小学校1年生から中学校3年生までのすべての保護者に対し、給食費の補助を行った。 ②保護者が負担する給食費の負担を軽減し、経済的負担の軽減に寄与した。給食の質の低下を防いだ。